

第 1 期中期目標期間終了時における検討について

1 概要

設立団体の長（秋田市長）は、地方独立行政法人法の規定により、中期目標の終了時において評価委員会から意見を聴取し、以下の検討を行い、それに基づく所要の措置を講ずる必要がある。

「公立大学法人秋田公立美術大学の業務を継続させる必要性」

「組織の在り方その他組織及び業務の全般にかかる検討」

2 検討方法

組織の在り方その他組織及び業務の全般にかかる検討を行い、所要の措置を講ずることは、第 2 期中期目標の内容に影響を与えるものであることから、本評価委員会への意見聴取は、同中期目標案策定の際の意見聴取をもって実施することとし、同中期目標の確定をもって地方独立行政法人法に定める「検討」および「所要の措置」としたい。

また、公立大学法人秋田公立美術大学の業務を継続させる必要性についても、第 1 期中期目標期間に本評価委員会が行った各事業年度の業務実績評価の結果を踏まえ、検討にあたっては、組織の在り方その他組織及び業務の全般にかかる検討と同様の扱いとしたい。

○参考：地方独立行政法人法（抄）

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第 79 条の 2 設立団体の長は、公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第 1 項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

3 秋田市公立大学法人評価委員会による秋田公立美術大学の評価

開学から3年目の平成27年度に、すべての項目において「A（年度計画を順調に実施している）」と評価され、以降、ほぼすべての項目において「A」と評価されている。

No.	評価項目		事業年度				
	大項目	中項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度 (未確定)
1	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	教育に関する目標	A	B	A	A	A
2		学生への支援に関する目標	A	A	A	A	A
3		研究に関する目標	A	A	A	A	A
4		社会貢献に関する目標	A	B	A	B	A
5		国際交流に関する目標	C	C	A	A	A
6	業務運営の改善および効率化に関する目標		A	B	A	A	A
7	財務内容の改善に関する目標		A	A	A	A	A
8	自己点検・評価および情報の提供に関する目標		A	A	A	A	A
9	その他業務運営に関する重要事項に関する目標		A	A	A	A	A

4 設立団体による検討結果（案）

- (1) 公立大学法人秋田公立美術大学の業務を継続させる必要性について
公立大学法人秋田公立美術大学は、本評価委員会の業務実績評価から、第1期中期目標の達成に向け、同中期計画を順調に実施しており、今後も大学法人の業務を継続させることが妥当と認められる。
- (2) 組織の在り方その他組織及び業務の全般ににかかる検討について
各年度における業務実績評価の結果から、開学年度から順調に業務の改善および効率化が進められていることが認められるため、大学のさらなる発展に向けた組織の在り方等の所要の措置を第2期中期目標および同中期計画に反映させたい。